

神前地区自主防災協議会規約

平成 30 年 7 月 31 日改正

(平成 15 年 4 月 1 日策定)

神前地区自主防災協議会

神前地区自主防災協議会規約

（前文）

地震、風水害等の大規模災害による人的、物的被害を最小限に抑えるため、地区住民同士が相互に協力し合う連帯感と防災意識を高め、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との決意のもと、災害に強いまち「神前」を実現するためにこの規約を策定するものである。

（名称）

第1条 この組織は、神前地区自主防災協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、地区内の自主防災、並びに防災関係諸団体との連携を深め、相互の連絡調整を図ることにより、防災体制の確立及び充実強化に寄与するとともに、地区住民の防災意識と相互扶助の精神の高揚を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）①「防災計画」、②「災害対策本部・避難所運営マニュアル」、③「台風や大雨による災害に対する避難マニュアル」を策定し、随時見直しを行うこと
- （2）地区内の自主防災隊の連携、並びに地区防災体制の確立及び充実強化に関すること
- （3）防災活動にかかる調査研究及び住民の防災意識の高揚に関すること
- （4）防災訓練の計画及び実施に関すること
- （5）防災関係機関及び諸団体等との連携に関すること
- （6）その他地域防災向上に関すること

（組織及び委員の選出）

第4条 本会は、次の各号に掲げる団体等をもって組織する。

- （1）神前地区連合自治会
- （2）神前地区各町自主防災隊
- （3）四日市市消防団神前分団
- （4）神前地区社会福祉協議会
- （5）神前地区民生委員児童委員連絡協議会
- （6）四日市市交通安全協会神前支部
- （7）神前地区女性防災隊
- （8）神前地区災害対策本部
- （9）その他地区防災に必要と認める団体等または個人

2 本会に、前項の団体から、次の各号に掲げる委員をおく。

- (1) 各町自治会長
- (2) 各町自主防災隊長又は代表
- (3) 四日市市消防団神前分団団長
- (4) 神前地区社会福祉協議会会長
- (5) 神前地区民生委員児童委員連絡協議会会長
- (6) 四日市市交通安全協会神前支部支部長
- (7) 神前地区女性防災隊役員
- (8) 神前地区災害対策本部減災アドバイザー
- (9) 神前地区災害対策本部総務部長及び各班班長
- (10) 本会会長が必要と認めたと有識者

(役員を選出及び任務)

第5条 本会に、次の役員をおき、それぞれの任にあたる。

- (1) 会長 1名

会長は、神前地区連合自治会会長を充てるものとし、本会を代表して、会務を総括する。

- (2) 副会長 2名

副会長は、神前地区連合自治会副会長を充てるものとし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- (3) 減災アドバイザー 若干名

減災アドバイザーは、会長が任命する。会長を補佐し、防災訓練をはじめとする防災活動及び減災活動の企画・立案の助言を行う。

- (4) 災害対策本部総務部長 1名

災害対策本部総務部長は、会長が任命する。会長及び副会長を補佐し、会務の運営にあたる。

(委員及び役員の任期)

第6条 委員及び役員の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。

2 欠員が生じた場合は役員会にて選出し、任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員又は役員が所属する団体から外れた場合は、本会の委員又は役員を解く。

(役員会)

第7条 本会の円滑な運営を図るため、会長が招集し、役員会を開催する。

2 役員会は、次の事項を審議し、会長が議事を進行する。

- (1) 総会に付議する事項

- (2) その他必要な事項

3 役員会の決議は、出席者の過半数の賛同により決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。

(総会)

第8条 本会の総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し開催する。

3 総会議長は、会長又は会長の指名した副会長がこれを行う。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画に関すること

(2) 規約の改正に関すること

(3) その他重要な事項

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛同により決し、可否同数の場合は会長がこれを決する。

6 会長は、総会に諮り、顧問又は参与等を委嘱することができる。

7 会長は、総会における審議結果の内、特に必要と認められる事項について、地区住民に周知を図るものとする。

(年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、神前地区市民センター内におく。

(協力体制)

第11条 本会は、防災対策の万全を期するため、四日市市（危機管理室、神前地区市民センター、消防本部、中消防署中央分署、四日市市消防団神前分団等）及び防災関係諸団体等と連携を図りながら、協力体制を確立する。

附則

この規約は、平成15年4月1日より実施する。

附則

この規約は、平成30年7月31日に改正し、同日から施行する。